

# CLAIR REPORT No.573

## 韓国における災害対策について

Clair Report No.573 (March 12, 2026)  
(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL : 03-5213-1722

E-Mail : kikaku@clair.or.jp

## はじめに

近年、地球規模での気候変動に伴う異常気象や、台風、豪雨、猛暑などによる自然災害が顕在化している。加えて、航空機事故や列車事故、百貨店の崩壊事故等、都市部における大規模事故や、大規模な山火事など、従来の災害対応の枠組みでは十分な対応が困難な事案も増加しており、災害・安全管理をめぐる課題は一層複雑化・多様化している。

韓国においても、災害・安全管理に関する制度及び体制は、度重なる大規模災害や重大事故を契機として、段階的に見直されてきた。特に、2004年に「災難及び安全管理基本法」が制定されて以降、自然災難と人的災難を包括的に捉える統合的な管理体制が構築され、中央政府を中心としつつ、地方自治体を含めた全国的な災害・安全管理体制の整備が進められてきた。

また、2014年のセウォル号沈没事故をはじめとする重大事故を受けて、国家の危機管理や災害発生時の初動対応体制の強化、指揮命令系統の明確化などが図られてきた点も、韓国の災害対策の大きな特徴である。

さらに、韓国では、ICT技術を災害対策分野に取り入れている自治体も拡大してきており、AI（人工知能）による災害の予兆検知、IoTを活用した広域的な監視体制の構築、国と地方、関係機関を一体的につなぐデジタル・プラットフォームの整備などは注目すべき取組である。

我が国の地方自治体においても、南海トラフ地震や首都直下地震への備え、激甚化する風水害への対応など、災害対策は今後も極めて重要な行政課題である。

本報告書を通じて、韓国の災害・安全管理体制の特徴を整理し、紹介することで、日本の各地域における防災・危機管理施策を検討する際の一助となれば幸いである。

2026年3月

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所長

## 目次

はじめに.....	3
概要.....	5
第1章 韓国における災害の状況.....	6
第1節 韓国における災害の概念.....	6
第2節 韓国における災難の分類.....	6
第3節 韓国における災難の発生状況.....	7
1 自然災難被害.....	7
2 社会災難被害.....	10
第2章 国及び地方自治体の災難・安全管理体系.....	13
第1節 災難・安全関連法令及び組織の変遷.....	13
第2節 災難・安全管理体系の現況.....	16
1 国及び地方自治体の災難・安全管理体系.....	16
2 主要な災難・安全管理組織.....	17
第3節 災難・安全管理に係る主要事務と権限.....	22
1 国の災難・安全管理に係る主要事務と権限.....	22
2 地方自治体の災難・安全管理に係る主要事務と権限.....	32
第3章 先進的な取組事例について.....	41
第1節 京畿道における「360°スマート映像センター」について.....	41
1 災害対策分野におけるCCTVの活用事例について.....	41
2 「360°スマート映像センター」事業推進の背景について.....	41
3 事業の目的について.....	42
4 事業の概要と主要な成果.....	42
5 課題と今後の展望.....	42
参考文献.....	43
日本語文献.....	43
韓国語文献.....	43

## 概要

本稿では、韓国における災難・安全管理の制度と運用、及び先進的な取組事例を整理する。

第1章では、韓国において常用される「災難」に係る法的な概念を整理した上で「災難及び安全管理基本法」に基づく「自然災難」と「社会災難」の分類を示すとともに、これらの災難の近年における発生状況を統計に基づいて整理する。法制度上、災難は「自然災難」と「社会災難」に分類され、台風や豪雨、猛暑等の自然災害に加えて、火災、交通事故、感染症、インフラ障害等も災難の対象となっている。また、過去10年間の統計では、自然災難による死者・行方不明者は主に台風、豪雨、猛暑が原因であり、社会災難では交通事故や大規模火災、事業所事故等が多く発生している状況である。

第2章では、災難及び安全管理に関する法令や組織の変遷と現行の災難管理体系を整理する。韓国の災難・安全管理に関する体制は1948年に当時の内務部建設局に治水課を設置したことから始まり、その後、2004年の「災難及び安全管理基本法」の制定を契機に、自然災難と社会災難を包括的に管理する統合的な体制へと進化している。同法は現在に至るまで韓国の災難及び安全管理に関する基本法として機能しており、平時は安全管理委員会が中心となり、災難の発生時には災難安全対策本部が中心となり、災難に対応する体制を構築している。この体制下において、国及び地方自治体は、主要な事務として、安全管理計画の策定や災難の予防、災難発生時の対応や復旧活動等に取り組んでいる。

第3章では災害対策に係る先進事例として京畿道の「360°スマート映像センター」構築事業を取り上げ、CCTVの統合管理とAI・IoTの活用による初動対応の高度化について紹介する。京畿道は、従来分散していた市・郡単位のCCTV運用を統合し、警察・消防・法務部・国防部がリアルタイムで映像や事故情報を共有できる広域プラットフォームを整備したことにより、災害発生時の初動対応の質が大幅に向上し、情報の一元管理や現場対応の迅速化が実現している自治体である。

## 第1章 韓国における災害の状況

### 第1節 韓国における災害の概念

まず、韓国における災害の概念について整理する。韓国では「災害(재해)」と「災難(재난)」の2種類の単語が常用されている。これらの関係性について、法律上は、「自然災害対策法」第2条第1項で「災害」が「災難によって発生する被害」と定義されており、災難を災害より広義の意味合いとして整理している<sup>1</sup>。本稿においては、現地の法律に準じた意味合いによりこれらの概念を用いることとする。

韓国においては、過去、災害とは台風や豪雪等の自然現象に起因して発生する自然災害を指していたが、近年、人為的な要因による被害が頻発するようになり、災害の概念は自然災害だけでなく、これら人為的な要因によって発生する被害をも含む形へと拡張された。

契機となったのは2004年3月11日に制定された「災難及び安全管理基本法」である。同法では、「災難」を「国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与える、又は与える恐れのあるもの」と定義した上で、自然現象に起因して発生する災難を「自然災難」と、火災や交通事故、環境汚染事故等に起因して発生する一定規模以上の被害や国家核心基盤の麻痺による被害を「社会災難」と定義した。この法律の制定により、従来、個別の法律に基づき別々に管理されてきた災難の概念が、1つの法律の中に内包されることとなった<sup>2</sup>。

### 第2節 韓国における災難の分類

次に、災難の分類について整理する。上述のとおり「災難及び安全管理基本法」では「災難」を「自然災難」と「社会災難」に分類した上で、「自然災難」を「台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、猛暑、地震、黄砂、藻類の大発生(赤潮)、高潮、火山活動、「宇宙開発振興法」による自然宇宙物体の落下・衝突、その他これに準ずる自然現象により発生する災害」と、「社会災難」を「火災・崩壊・爆発・交通事故(航空事故及び海上事故を含む)・化生放(化学・生物・放射能)事故・環境汚染事故・多衆密集人波事故(雑踏事故)等によって発生する大統領令で定める一定規模以上の被害と国家基幹インフラの麻痺、「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく感染症や「家畜伝染病予防法」に基づく家畜伝染病の拡散、「微小粒子状物質の低減及び管理に関する特別法」に基づく微小粒子状物質、「宇宙開発振興法」に基づく人工宇宙物体の落下・衝突等による被害」と定義している。

---

<sup>1</sup> 윤소연(ユン・ソヨン)、김민영(キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안(地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理体系強化方案)』(한국지방행정연구원(韓国地方行政研究院)、2023) 13P

<sup>2</sup> 윤소연(ユン・ソヨン)、김민영(キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안(地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理体系強化方案)』(한국지방행정연구원(韓国地方行政研究院)、2023) 11P

表 1-1：韓国における災難の概念及び類型<sup>3</sup>

災難の概念		国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与える、又は与える恐れのあるもの
災難の類型	自然災難	台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、猛暑、地震、黄砂、藻類の大発生（赤潮）、高潮、火山活動、「宇宙開発振興法」による自然宇宙物体の落下・衝突、その他これに準ずる自然現象により発生する災害
	社会災難	火災・崩壊・爆発・交通事故（航空事故及び海上事故を含む）・化生放事故・環境汚染事故・多衆密集人波事故等によって発生する大統領令で定める規模以上の被害
		国家基幹インフラの麻痺 「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく感染症や「家畜伝染病予防法」に基づく家畜伝染病の拡散、「微小粒子状物質の低減及び管理に関する特別法」に基づく微小粒子状物質、「宇宙開発振興法」に基づく人工宇宙物体の落下・衝突等による被害

### 第3節 韓国における災難の発生状況

#### 1 自然災難被害

韓国における自然災難の被害の状況について、死者・行方不明者の発生を伴う被害は、主に台風、豪雨及び猛暑を原因として発生している。これは、韓国の地理的・気候的特徴として、国土の約7割が山地であり、降雨時には河川の流出量が急増しやすい点や、近年の気候変動の影響で、台風や豪雨、猛暑の発生頻度や規模が増大している点が原因として挙げられる<sup>4</sup>。表1-2は過去10年間の自然災難による死者・行方不明者数を、その原因別に分類したものである。2018年の台風・豪雨（1名）、2023年の寒波（2名）、2024年の大雪（7名）を除くと死者・行方不明者の発生を伴う主な自然災害は、台風（39名）、豪雨（135名）、猛暑（373名）に集中している。

また、地震による被害について、地震計による観測を開始した1978年以降、人命被害を伴う地震被害は現在まで発生していないものの、近年、2017年に発生した慶州地震や2018年に発生した浦項地震等、従来は見られなかった大規模な地震が発生し、韓国社会において地震に対する不安感を高める要因となっている<sup>5</sup>。なお、慶州地震は慶尚北道慶州市の南西8キロ地点で発生したマグニチュード5.8の地震であり、1978年の観測以降、朝鮮半島で発生した最大規模の地震であり、浦項地震は慶尚北道浦項市

<sup>3</sup> 양기근 (ヤン・ギグン) 『재난관리론 (災害管理論)』 (윤성사 (ユンソンサ)、2024年) 195P) より筆者作成。

<sup>4</sup> 양기근 (ヤン・ギグン) 『재난관리론 (災害管理論)』 (윤성사 (ユンソンサ)、2024年) 139P

<sup>5</sup> 金栽潑「浦項地震時の災害対応事例から見た韓国の地震災害対応の現況と特徴」(『日本建築学会技術報告集』第24巻第58号、2018年) 1319-1324項

の北側で発生したマグニチュード 5.4 の地震であり、上述の慶州地震に続いて 2 番目の規模の地震と記録されている。

表 1 - 2 : 最近 10 年間の自然災難による死者・行方不明者数の原因別分類<sup>6</sup>  
(単位: 名)

原因	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
台風	0	6	0	2	18	2	0	11	0	0	39
豪雨	0	1	7	2	0	44	3	19	53	6	135
大雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
台風	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
寒波	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	2
猛暑	-	-	-	48	30	29	39	34	85	108	373
合計	0	7	7	53	48	75	42	64	140	121	557

※死者・行方不明者数が発生した災難区分のみ記載。

※猛暑は 2018 年から、寒波は 2023 年から集計を開始。

<sup>6</sup> 出典 (韓国行政安全部「2024 災害年報」(2025 年 12 月)  
[[https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS\\_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/](https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/)] 17P (最終検索日: 2026 年 2 月 13 日)) より筆者作成。

表 1 - 3 : 最近 10 年間に於ける年度別の最大規模の地震発生状況<sup>7</sup>  
 (規模の単位はマグニチュード)

年 度	日付	規 模	地 域
2024	5. 15	4. 5	江原道東海市北東 52km 海域
2023	10. 29	4. 1	忠清北道槐山郡北東 11km 地域
2022	12. 14	4. 9	済州西帰浦市の西南西側 41km 海域
2021	5. 11	3. 8	北朝鮮、江原道平岡~北北西 32km 地域
2020	4. 19	4. 3	江原道東海市北東 54km 海域
2019	2. 11	4. 6	慶尚北道浦項市北区北西 5km 地域
2018	11. 15	5. 4	慶尚北道浦項市北区北 8km 地域
2017	9. 12	5. 8	慶尚北道慶州市の南南西 8. 7km 地域
2016	12. 22	3. 9	全羅北道益山市北 8km 地域
2015	4. 1	5. 1	忠清南道泰安郡西格列碑も西北西 100km 海域

<sup>7</sup> 韓国行政安全部「2024 災害年報」(2025 年 12 月)

[[https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS\\_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/](https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/)] 75P (最終検索日: 2026 年 2 月 13 日) より筆者作成。

## 2 社会災難被害

韓国における社会災難の被害の状況について、表 1 - 4 は過去 10 年間の社会災難による死者・行方不明者数とその原因別に分類した表である。2020 年から 2023 年の新型コロナウイルスを背景とする感染症を除くと、死者・行方不明者の発生を伴う主な社会災難は、鉄道事故、航空事故、海上事故、多衆密集施設大規模火災（消防対象物火災）と事業所事故に集中している。

表 1 - 4 : 最近 10 年間の社会災難による死者・行方不明者数の原因別分類 (2015～2019 年) <sup>8</sup>

(単位：名)

原因	2015	2016	2017	2018	2019
山火事	0	0	2	1	2
化学事故	0	0	0	0	0
鉄道事故	0	3	0	0	0
多衆密集施設大規模火災 消防対象物火災	11	0	33	54	12
海上事故	18	7	21	21	21
事業所事故	0	9	9	12	0
建築物の崩壊	0	0	0	0	0
感染症	38	0	0	0	0
航空事故	0	0	0	0	0
ガス爆発事故	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	5	28
合計	67	19	65	93	63
合計 (感染症災難を除く)	29	19	65	93	63

※人命被害のあった災難区分のみ表示。

※2015～2023 年までは「多衆密集施設大規模火災」として、2024 年は「消防対象物火災」として集計。

<sup>8</sup> 韓国行政安全部「2024 災難年鑑」(2025 年 11 月)

[[https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMS TR\\_000000000014&nttId=122091](https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMS TR_000000000014&nttId=122091)] 64-69P (最終検索日：2026 年 2 月 13 日) より筆者作成。

表 1 - 5 : 最近 10 年間の社会災難による死者・行方不明者数の原因別分類 (2020～2024 年)<sup>9</sup>

(単位：名)

原因	2020	2021	2022	2023	2024	合計
山火事	2	0	0	2	0	9
化学事故	0	1	0	0	0	1
鉄道事故	0	0	0	0	0	3
多衆密集施設大規模火災 消防対象物火災	13	1	19	2	10	155
海上事故	20	12	0	9	39	168
事業所事故	38	0	6	0	23	97
建築物の崩壊	0	9	0	0	0	9
感染症	921	5,019	26,219	3,446	0	35,643
航空事故	0	0	0	0	179	179
ガス爆発事故	0	0	0	0	1	1
その他	13	10	178	10	14	258
合計	1,007	5,052	26,422	3,469	266	36,523
合計 (感染症災難を除く)	86	33	203	23	266	880

※人命被害のあった災難区分のみ表示。

※2015～2023 年までは「多衆密集施設大規模火災」として、2024 年は「消防対象物火災」として集計。

<sup>9</sup>韓国行政安全部「2024 災難年鑑」(2025 年 11 月)

[[https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMS TR\\_000000000014&nttId=122091](https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMS TR_000000000014&nttId=122091)] 64-69P (最終検索日：2026 年 2 月 13 日) より筆者作成。

## 第2章 国及び地方自治体の災難・安全管理体系

### 第1節 災難・安全関連法令及び組織の変遷

本節では、韓国における災難・安全関連の法令及び組織の変遷を、主要な災害を踏まえて整理する。

韓国における災難・安全管理は、当時から主要な災害であった台風や豪雨等の風水害に対応するため、1948年に当時の内務部建設局に治水課を設置し、災害対策の主管課として決定することから始まった<sup>10</sup>。

法律の整備が進む契機となったのは、1959年に発生した第14号台風「サラ」である。朝鮮半島における気象観測を開始した1904年以降、最も多くの犠牲者である849名の死者・行方不明者と2,533名の負傷者、約37万名の被災者の発生<sup>11</sup>を受けて、その後、1962年に「災害救護法」を、1967年には「風水害対策法」を制定し、国が地方自治体等に災害復旧費を補助できる根拠を設けるとともに、災害対策本部の新設や防災組織の整備、防災物資の備蓄、災害応急対策等、災害対策に関する事項を明文化したことで、基本法としての枠組みを整えた。

しかし、1990年代以降、従来の風水害を中心とした自然災害に加えて、都市化や産業化を背景に、人為的な要因による大規模な災害が頻発するようになると、より体系的な災害・安全管理体制の構築が必要となった。特に、1993年に発生した釜山亀浦駅ムグンファ号列車転覆事故（死者78名）、同年に発生した木浦行きアジアナ航空機墜落事故（死者66名）、1994年に発生した聖水大橋崩落事故（死者32名）、1995年に発生した大邱地下鉄工事現場ガス爆発事故（死者101人）、同年に発生した三豊百貨店崩壊事故（死者502人）等は、従来の自然災害に匹敵する甚大な人的・財産的被害をもたらした<sup>12</sup>。

これらの被害を受けて、政府は1995年に「災難管理法」を制定し、「火災、崩壊、爆発、交通事故、化生放（化学・生物・放射能）事故、環境汚染事故等、国民の生命と財産に被害を与え得る事故で、自然災害でないもの」として「災難」を規定し、従来の自然災害のみならず、法令の空白地帯にあった人的災難への対応も国家及び地方自治体の責務として明記した。同年10月には民防衛本部の民防衛災難統制本部への改編も実施し、災難管理局を新設する等、国の災害・安全管理体制を強化した。その他、同法では中央と地方の災難管理総括組織として「中央安全対策委員会」及び「地域安全対策委員会」を設置することや、事故収拾の総括組織として「中央事故対策本部」及び「地域事故対策本部」を設置することを明記するとともに、同年に制定され

---

<sup>10</sup> 양기근 (ヤン・ギグン) 『재난관리론 (災害管理論)』 (윤성사 (ユンソンサ)、2024年) 66P

<sup>11</sup> 국가기록원 (国家記録院) 「기록으로 만나는 대한민국 태풍 (記録で出会う大韓民国台風)」 [https://theme.archives.go.kr/next/koreaOfRecord/flood.do] (最終検索日: 2026年2月13日)

<sup>12</sup> 양기근 (ヤン・ギグン) 『재난관리론 (災害管理論)』 (윤성사 (ユンソンサ)、2024年) 68P

た「施設物の安全管理に関する特別法」では危険な施設・地域の指定・管理等に関する内容も明記したことで、災難・安全管理の体系的な構築が進んだ<sup>13</sup>。

その後、1998年には地方自治の強化を目指した政策により内務部と総務処を統合して行政自治部を新設し、民防衛災難統制本部内に民防衛災難管理局、防災局、消防局を設置した。この組織改編により、韓国における災難・安全管理の体系は、自然災難・人的災難・民防衛・消防の区分に基づいた、中央政府中心の統合型のシステムへと移行した。この時期には「自然災害対策法」「災難管理法」「民防衛基本法」等、災難・安全管理に関連した約 80 の法令が 13 の主管部処別に制定され、これらの個別法が韓国の災害・安全管理体制を支えた<sup>14</sup>。なお、民防衛とは、戦時や国家的災難、これに準ずる非常事態等が発生した場合に、政府の指導の下、国民が遂行しなくてはならない防空、応急的な防災・救助・復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等の自衛的活動を指す<sup>15</sup>。

2000年代に入ると、強力な台風が連続して韓国を襲い、甚大な人的・財産的被害をもたらした。2002年の第15号台風「ルサ」では246名の死者・行方不明者と約5兆1,479億ウォンの財産被害が発生し、2003年の第14号台風「メミ」では131名の死者・行方不明者と約4兆2,224億ウォンの財産被害が発生した。また、自然災害のみならず、2003年の大邱地下鉄放火事件では死者192名、負傷者148名と615億ウォンを超える財産被害が発生した。これらの大規模な自然災害、及び人的災難に対応するため、政府は政府横断的な災難・安全管理体系の構築を推進した<sup>16</sup>。

特に2004年には「災難及び安全管理基本法」を制定し、個別法毎に制定されていた災難・安全管理に関連した主要な法令を統合したことで、自然災難と人的災難に分けて管理していた国家及び地方自治体の災難管理体系を統合した。

さらに、民防衛災難統制本部を拡大・改編して、災難管理専担機関として消防防災庁を新設し、国家基盤体系の担当部署として行政自治部内に安全政策官室を設置し、統合的災難管理のための組織的基盤を整えた。

これら災難・安全管理に関連した関連法令と組織・機構の一元化は、災難・安全管理分野における総合的かつ一貫性のある政策の策定・施行を可能にしたと言われている

---

<sup>13</sup> 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안 (地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理体系強化方案)』 (한국지방행정연구원 (韓国地方行政研究院)、2023) 11P

<sup>14</sup> 유인술 (ユ・インスル) 『한국의 재난관리대책 (韓国の災難管理対策)』 (충남대학교 의학전문대학원 응급의학과 (忠南大学医学専門大学院救急医学科)、2015) 157-173P

<sup>15</sup> 民防衛基本法 第1条

<sup>16</sup> 韓国行政安全部「2024 災害年報」(2025年12月)

[[https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS\\_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/](https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/)] 467P (最終検索日：2026年2月13日)

る<sup>17</sup>。制定以降、現在に至るまで「災難及び安全管理基本法」は災難・安全管理関連の法令の基本法として位置づけられている。

2004年に「災難及び安全管理基本法」が制定された後、韓国の災難・安全管理体系は2014年のセウォル号沈没事故を契機に再度大きく変化した。セウォル号沈没事故は、旅客船セウォル号が全羅南道珍島郡の観梅島付近の海上で沈没し、乗客304名（死亡299名、行方不明5名）が死亡・行方不明となった事故である。この事故の調査過程で国家危機管理システムの問題が露呈したため、災難・安全管理体系を根本から見直す契機となった。

同年、政府は国務総理室の傘下に国民安全処を新設し、安全行政部の安全管理本部、消防防災庁の業務を引き継いだ中央消防本部、海洋水産部から海洋警察庁の業務を移管した海洋警備安全本部等、各部処に分散していた災難管理システムと人員を統合した。また、政府横断的に対応すべき災難について国民安全処が司令塔として機能するよう、災難・安全管理の総括・調整権限を付与して強力な統合体制を構築した。

しかし、2017年7月、政権交代に伴う「政府組織法」の改正により国民安全処は2年8か月で廃止された。政府は国家の災難・安全管理に関する能力の強化及び国家と地方自治体間の有機的な連携のため、国民安全処と行政自治部を統合して行政安全部を新設し、その内部に災難安全管理本部を設置した。また、消防庁と海洋警察庁を設置し、災難・安全管理に係る業務を陸上と海上で分離した。

その後、2019年4月に江原道一帯で発生した超大型の山火事は、消防公務員の国家職への転換を促す契機となった。大規模な山火事や火災が続き、消防サービスの需要が増加した一方で、人員や装備等、地域間の不均衡が問題視されたためである。これを受けて政府は同年9月、「消防公務員法」「消防基本法」「地方公務員法」「地方自治体に置く国家公務員の定員に関する法律」「地方交付税法」「消防財政支援特別会計及び市道消防特別会計設置法」等6つの関連法を改正し、地方職の消防公務員を国家職へと転換した<sup>18</sup>。

---

<sup>17</sup> 김봉철 (キム・ボンチョル) 「재난관리행정주체로서의 지방자치단체의 법적 지위 (災難管理行政主体としての地方自治体の法的地位)」(『지방자치법연구』 통권제 44호 제 14권 4호 (『地方自治法研究』 通巻第44号 第14巻第4号))、사단법인 한국지방자치법학회 (社団法人韓国地方自治法学会)、2014) 129-157P

<sup>18</sup> 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안 (地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理體系強化方案)』(한국지방행정연구원 (韓国地方行政研究院)、2023) 23-24P

## 第2節 災難・安全管理体系の現況

### 1 国及び地方自治体の災難・安全管理体系

韓国の災害・安全管理の体系は、2004年の「災難及び安全管理基本法」の制定以降、中央政府を中心とした統合型管理方式を導入しているが、同時に、災難及び事故の種類毎に災難管理主管機関を区分する分散型管理方式も併せて採用している。

災難の種類は、前述のとおり「災難及び安全管理基本法」において自然災難と社会災難に区分され、その下位には多様な災難の類型が含まれている。同法では、災難及び災難管理に関する範囲と事務を明示し、それぞれが個別法及び関連組織を基盤として管理されている。

韓国の災難・安全管理は、平時の予防活動を通じて備えの態勢を構築し、災難発生時に初期の緊急応急体制及び支援体制を迅速に稼働させることで被害を最小化することを目標としている。

このため、平時の災難管理主管機関は、危機の兆候を継続的に監視する体系を構築している。危機の兆候が捉えられた場合には、国家災難管理システム（NDMS）を通じて直ちに関係機関へ情報の伝達・共有を行う。

また、災難管理主管機関は「危機評価会議」を開催し、状況の深刻性、緊急性、拡大可能性、展開速度、持続時間、波及効果、国内外の世論、政府の対応能力等を総合的に考慮した上で、危機レベルに応じた危機警報を発令する。発令された危機警報は関連する地方自治体及び中央行政機関に伝達され、各機関は警報のレベルに応じた適切な備え・対応態勢を整える。ただし、関心（Blue）、注意（Yellow）、警戒

（Orange）、深刻（Red）の4段階に区分される危機レベル<sup>19</sup>が「深刻（Red）」段階に該当し、政府全体での措置が必要な場合には、災害管理主管機関は国家安保室（国家危機管理センター）・大統領秘書室・行政安全部と事前協議を行うことが規定されている。この時、国家安保室は初動対応から復旧段階までの全過程において、災難・安全分野の危機状況を総合し、情報の報告・伝達、モニタリング、事後管理を担当する<sup>20</sup>。

大規模災難が発生した場合、災難の対応・復旧を総括・調整するために中央災難安全対策本部（本部長：行政安全部長官）が設置され、発生した災難の種類に応じて、これを所管する各部処において中央事故収拾本部（本部長：関係部処長官）が運営される。同時に中央事故収拾支援団が編成され、地域災難安全対策本部長等、災難が発生した地域の責任者に対して、事態の収拾に必要な技術的助言や勧告、指導等の支援業務を実施する。

---

<sup>19</sup> 災難及び安全管理基本法 第38条

<sup>20</sup> 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안 (地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理體系強化方案)』 (한국지방행정연구원 (韓国地方行政研究院)、2023) 28P

地域レベルでも同様に、地域の災難対応を総括・調整する市・道及び市・郡・区の地域災難安全対策本部（本部長：市・道知事及び市長・郡守・区庁長）と地域事故収拾本部が設置される。中央事故収拾本部長は、当該災難の収拾に必要な範囲で、地域災難安全対策本部長を指揮することができる。

また、緊急救助及び救護を行う機構として中央緊急救助統制団（本部長：消防庁長）と市・道及び市・郡・区の地域緊急救助統制団（本部長：消防本部長又は消防署長）が設置される。海上での救難救助が必要な場合には、中央救助本部（本部長：海洋警察庁長）、広域救助本部（本部長：地方海洋警察庁長）、地域救助本部（本部長：海洋警察署長）が設置され、海域別の救難活動を担当する。

災難現場には、作戦事項の総括・指揮及び調整を行う災難現場統合指揮所が設置されるとともに、併せて現場応急医療所が設けられ、医療救護を担当する。

これら法令で規定された中央及び地方の災難・安全管理に係る組織及び機構は、中央から市・道、そして市・郡・区へと続く全国的に共通した三層構造によって構築され、それぞれの組織及び機構は全国的に同一の形態をとる。この階層構造により、同一事案に対する統合的な調整・指揮が可能となるため、災難状況において全方位的かつ迅速な対応が可能であるという利点がある<sup>21</sup>。また、それぞれの組織及び機構が全国的に同一の形態をとる点についても、災難・安全管理の各局面における中央及び地方の両政府間の効率的な連携を可能にしている<sup>22</sup>。

## 2 主要な災難・安全管理組織

「災難及び安全管理基本法」は災難の範囲を「国家又は地方自治体レベルでの対処が必要な人的又は財産的被害」と明示し、災難・安全管理の基本的な主体が国家と地方自治体であることを明示している<sup>23</sup>。

また、国家と地方自治体が「災難やその他の各種事故から国民の生命・身体及び財産を保護する責務」を負うことも明示している<sup>24</sup>。

災難・安全管理の主体である中央政府と地方政府の役割と範囲を把握するため、それぞれに設置される災難及び安全管理に対応するための組織及び機構の類型と権限について整理する。

---

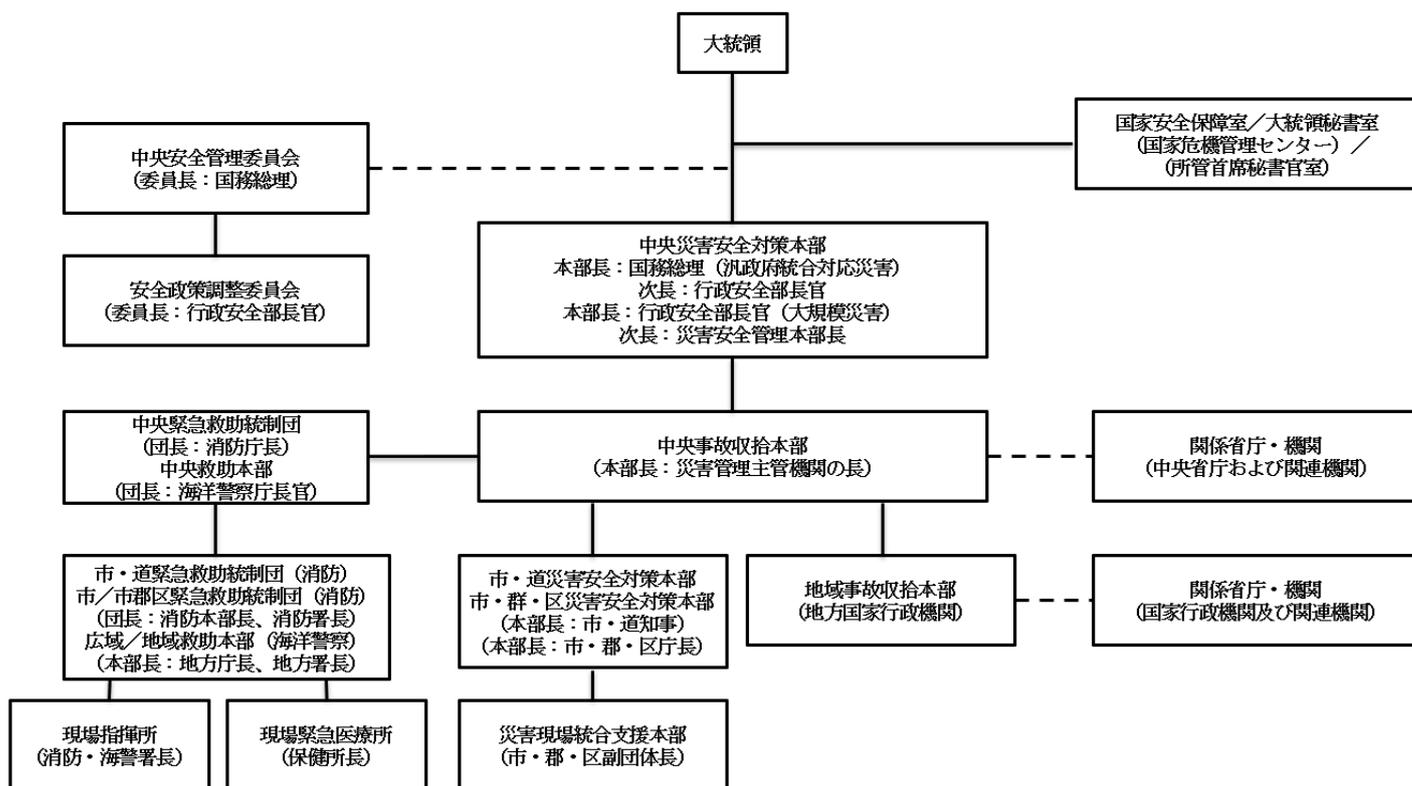
<sup>21</sup> 김은성 (キム・ウンソン) 『중앙정부와 지방정부 재난안전관리의 효과적 협력방안 연구 (中央政府と地方政府の災害安全管理における効果的な協力策の研究)』 (한국행정연구원 (韓国行政研究院)、2009年)

<sup>22</sup> 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안 (地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理体系強化方案)』 (한국지방행정연구원 (韓国地方行政研究院)、2023) 31P

<sup>23</sup> 災難及び安全管理基本法 第2条

<sup>24</sup> 災難及び安全管理基本法 第4条第1項

図 2 - 1 : 安全管理の機構及び機能<sup>25</sup>



(1) 中央・地域安全管理委員会

中央安全管理委員会は、国務総理の所属下で、災難・安全管理政策に関する最高意思決定機構として<sup>26</sup>、災難及び安全管理に関する重要政策等を審議する役割を担う<sup>27</sup>。

具体的な審議の内容は、国家安全管理基本計画に関する事項や中央行政機関の長が策定・施行する計画、点検・検査、教育・訓練、評価等の災難・安全管理業務の調整に関する事項、特別災難地域の宣言に関する事項、災難やその他の各種事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、これを収拾するための関係機関間の協力に関する事項等である<sup>28</sup>。

<sup>25</sup> 出典 (양기근 (ヤン・ギグン) 『재난관리론 (災害管理論)』 (윤성사 (ユンソンサ)、2024年) 202P) より筆者作成。

<sup>26</sup> 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『地域主導のカスタマイズ型 災難・安全管理体系強化方案』 (韓国地方行政研究院、2023) 34P

<sup>27</sup> 災難及び安全管理基本法 第9条

<sup>28</sup> 災難及び安全管理基本法 第9条第1項から第9項

また、中央安全管理委員会には、審議する予定の案件を事前に検討するための組織として安全政策調整委員会<sup>29</sup>を、災難の予報・警報・通知や災難放送等に関する事項を審議するための組織として中央災難放送協議会<sup>30</sup>を設置する。

さらに、安全政策調整委員会の長は、災難及び安全管理に関する民間部門と公共部門の協力関係を円滑にするため、中央安全管理民官協力委員会を構成・運営することができる<sup>31</sup>。

一方、地方自治体の災難及び安全管理に関する事項は、市・道知事の所属下に設置する市・道安全管理委員会、及び市・郡・区庁長の下に設置する市・郡・区安全管理委員会が担当する。

市・道及び市・郡・区安全管理委員会は、当該地域の災難・安全管理政策に関する事項や安全管理計画に関する事項、当該地域を管轄する災難管理責任機関が遂行する災難・安全管理業務の推進に関する事項、災難やその他の各種事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、これを収拾するための関係機関間の協力に関する事項を審議する<sup>32</sup>。

地域安全管理委員会の委員長は市・道知事又は市長・郡守・区庁長が務め、委員会の構成及び運営に必要な事項は各地方自治体の条例で定められる<sup>33</sup>。

また、地域安全管理委員会も、地域レベルでの災難に関する予報・警報・通知や災難放送が円滑に遂行されるよう、市・道安全管理委員会に市・道災難放送協議会を設置する。また、市・郡・区安全管理委員会に市・郡・区災難放送協議会を設置することができる<sup>34</sup>。

さらに、災難及び安全管理に関する民間部門と公共部門の協力関係を円滑にするため、市・道及び市・郡・区安全管理民官協力委員会を構成・運営することができる

<sup>35</sup>。

---

<sup>29</sup> 災難及び安全管理基本法 第 10 条

<sup>30</sup> 災難及び安全管理基本法 第 12 条

<sup>31</sup> 災難及び安全管理基本法 第 12 条の 2

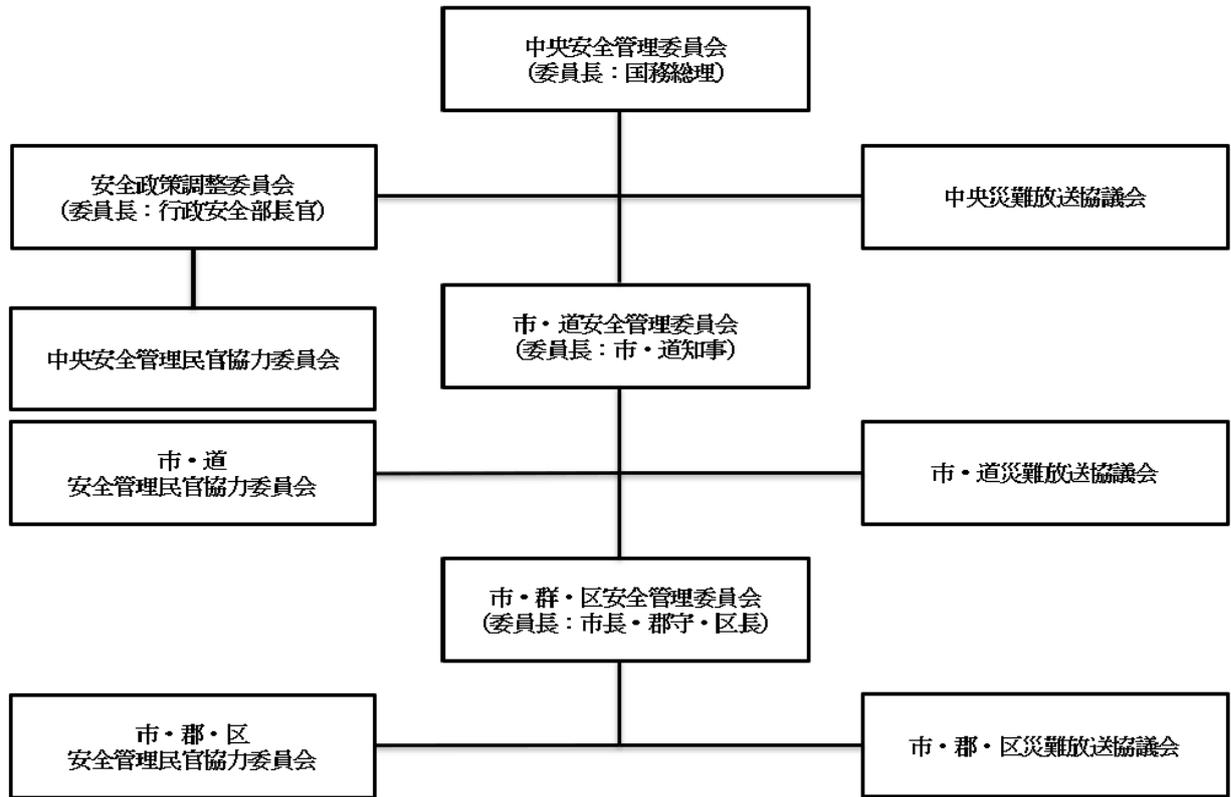
<sup>32</sup> 災難及び安全管理基本法 第 11 条

<sup>33</sup> 災難及び安全管理基本法 第 11 条第 5 項

<sup>34</sup> 災難及び安全管理基本法 第 12 条

<sup>35</sup> 災難及び安全管理基本法 第 12 条の 2

図 2 - 2 : 中央・地方安全管理委員会の機構<sup>36</sup>



一方、地域の管轄区域における災難收拾等に関する総括・調整は、市・道及び市・郡・区の災難安全対策本部が担当する<sup>41</sup>。以下、市・道災難安全対策本部及び市・郡・区災難安全対策本部を総称して地域災難安全対策本部とする。

地域災難安全対策本部の長は、地域安全管理委員会と同様に、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が務め、地域の災難に関する業務を総括し、地域災難安全対策本部会議を招集する権限を持つ<sup>42</sup>。

また、災難現場の総括・調整及び支援のために必要な場合には、災難現場統合支援本部を設置・運営することができる<sup>43</sup>。

地域災難安全対策本部も中央と同様に、本部長を含め、副本部長・総括調整官・報道官・統制官・副報道官・担当官及び実務班で構成される。

<sup>36</sup> 出典 (윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재난·안전관리체계 강화방안 (地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理体系強化方案)』 (한국지방행정연구원 (韓国地方行政研究院)、2023) 35P) より筆者作成。

<sup>37</sup> 災難及び安全管理基本法 第 14 条

<sup>38</sup> 災難及び安全管理基本法 第 15 条

<sup>39</sup> 災難及び安全管理基本法 第 14 条第 3 項

<sup>40</sup> 中央災難安全対策本部の設立及び運用に関する規則 第 3 条

<sup>41</sup> 災難及び安全管理基本法 第 16 条

<sup>42</sup> 災難及び安全管理基本法 第 16 条第 2 項

<sup>43</sup> 災難及び安全管理基本法 第 16 条第 3 項

現行の災難・安全管理体系では、国家と地方間の円滑な協力及び情報共有のため、単一化された指揮体系が確立されている。

これにより、市・道及び市・郡・区は、関連条例に基づき地域災難安全対策本部を構成する際、「中央災難安全対策本部の構成及び運営等に関する規定」別表 1 に示された 13 の協業機能別に任務を区分し、災難類型ごとに災難管理主管部署と支援部署を指定しなければならない。なお、13 の協業機能は、状況管理総括、緊急生活安定支援、災難現場環境整備、緊急通信支援、被害施設応急復旧、エネルギー供給被害施設復旧、災難収拾広報、災難管理資源支援、交通対策、医療及び防疫サービス支援、ボランティア支援及び管理、社会秩序維持、災難地域の搜索・救助・救急の計 13 機能である。

### (3) 中央事故収拾本部・地域事故収拾本部

「災難及び安全管理基本法」では、災難の効率的な収拾のため、地方自治体の長が地域事故収拾本部を設置・運営するよう規定している。また、災難による人的又は財産的被害の程度が非常に大きい場合、あるいは災難の影響が社会的・経済的に広範囲に及び国家的支援が必要な場合には、当該災難の収拾責任を負う主管部処の長が中央事故収拾本部を構成し、対応にあたることとしている<sup>44</sup>。

中央事故収拾本部の長は災難管理主管機関の長が務め、災難情報の収集・伝達、状況管理、初動措置及び指揮等を行うため、収拾本部状況室を設置・運営する<sup>45</sup>。

中央災難安全対策本部と同様に、中央事故収拾本部長も大規模災難の効率的な収拾のために必要な場合、関係災難管理責任機関の長に対し、行政・財政上の措置、所属職員の派遣、その他必要な支援を要請することができる<sup>46</sup>。

また、災難の収拾に際しては、対応・復旧等に関する事項を総括・調整する中央災難安全対策本部と有機的に協力しなければならない。

さらに、中央事故収拾本部長は地域事故収拾本部を運営することができ、その際、地域事故収拾本部の長を指名する権限を有する<sup>47</sup>。

### (4) 中央緊急救助統制団及び地域緊急救助統制団

災難現場での緊急救助に関する現場指揮は、基本的に市・道緊急救助統制団又は市・郡・区緊急救助統制団が担当する。ただし、大規模災難の場合には中央緊急救助統制団が現場指揮権を持つ。

現場指揮に関する事項には、災難現場での人命探索・救助、緊急救助機関及び緊急救助支援機関の人員・装備の配置と運用、応急措置、ボランティアへの任務付与、負

---

<sup>44</sup> 災難及び安全管理基本法 第 15 条の 2

<sup>45</sup> 災難及び安全管理基本法 第 15 条の 2 第 4 項

<sup>46</sup> 災難及び安全管理基本法 第 15 条の 2 第 5 項

<sup>47</sup> 災難及び安全管理基本法 第 15 条の 2 第 6 項

傷者の搬送、緊急救助に必要な物資管理、現場統制・交通整理等、災難現場での緊急救助活動に関する業務が含まれる<sup>48</sup>。

統制団は、緊急救助対策の総括・調整機能として、緊急救助活動の指揮・統制、緊急救助支援機関間の役割分担、緊急救助のための現場活動計画の策定、緊急救助対応計画の執行等の役割を担う<sup>49</sup>。

中央統制団及び地域統制団は、表に示される段階に応じて区分され運営される。中央統制団の長は消防庁長<sup>50</sup>が務め、市・道及び市・郡・区緊急救助統制団長は消防本部長又は消防署長<sup>51</sup>が担当する。

また、地域災難安全対策本部長の要請により設置・運営される災難現場統合支援本部は、緊急救助に関して市・郡・区緊急救助統制団長の現場指揮に協力しなければならない。

#### (5) 緊急救助機関及び緊急救助支援機関

「災難及び安全管理基本法」における緊急救助機関は、消防庁・消防本部・消防署及び海洋警察庁・地方海洋警察庁・海洋警察署を指す<sup>52</sup>。

また、緊急救助支援機関とは、緊急救助に必要な人員・施設・装備、運営体系等の緊急救助能力を保有する機関又は団体であり、大統領令で定められた機関及び団体を指す<sup>53</sup>。

緊急救助機関は、緊急救助活動に関する責任機関としての役割を担い、緊急救助支援機関はその支援業務を担当する。

緊急救助機関の長が緊急救助支援機関の長に対し、緊急対応協力官の運営を事前に文書で要請した場合、緊急救助支援機関の長は、当該業務に関連する部署の実務責任者を緊急対応協力官として指定し、運営しなければならない<sup>54</sup>。

なお、「災難及び安全管理基本法施行令」第4条では緊急救助支援機関に該当する具体的な機関及び団体が明示されている。

### 第3節 災難・安全管理に係る主要事務と権限

#### 1 国の災難・安全管理に係る主要事務と権限

政府は「災難及び安全管理基本法」を通じて、災難管理に係る段階別の任務や安全文化活動、その他必要な事項を規定することにより、国家及び地方自治体の災難・安全管理体制を確立するための法的基盤を整えている。

---

<sup>48</sup> 災難及び安全管理基本法施行令 第52条

<sup>49</sup> 災難及び安全管理基本法施行令 第54条

<sup>50</sup> 災難及び安全管理基本法 第49条

<sup>51</sup> 災難及び安全管理基本法 第50条

<sup>52</sup> 災難及び安全管理基本法 第3条第7項

<sup>53</sup> 災難及び安全管理基本法 第3条第8項

<sup>54</sup> 災難及び安全管理基本法 第52条

同法では、行政安全部長官に対し、国家及び地方自治体が行う災難及び安全管理業務の総括・調整の役割を付与している<sup>55</sup>。本節では、行政安全部をはじめとする中央行政機関が遂行する災難・安全関連の主要な役割として、その事務の範囲と権限について整理する。

#### (1) 安全管理機構及び機能

まず、中央に設置される安全管理機構として、国務総理の所属で災難及び安全管理に関する重要政策と計画等を審議する機構である「中央安全管理委員会」がある<sup>56</sup>。

中央安全管理委員会の委員長は国務総理が務め、委員は大統領令で定める中央行政機関又は関係機関・団体の長となる<sup>57</sup>。

中央安全管理委員会には、中央安全管理委員会に付議される案件を事前に検討・審議する「安全政策調整委員会」<sup>58</sup>と、災難に関する予報・警報・通知や応急措置、災難放送が円滑に実施されるようにする「中央災難放送協議会」<sup>59</sup>を設置する。

また、安全政策調整委員会の委員長は、災難・安全管理に関する民間部門と公共部門の協力関係を円滑にするための「中央安全管理民官協力委員会」を構成・運営することができる<sup>60</sup>。

行政安全部長官は市・道安全管理委員会の運営及び地方自治体の災難及び安全管理業務に対して必要な支援と指導を行うことができる<sup>61</sup>ため、災難・安全管理体系における上位機関としての責務と権限を法令において付与している。

同法第14条（中央災難安全対策本部等）から第18条（災難安全状況室）では、大統領令で定める大規模災難への対応・復旧のための安全管理機構に関する事項を規定している。

行政安全部に大規模災難の対応・復旧に関する事項を総括・調整する機構である「中央災難安全対策本部」を設置し、その長は本部の業務を総括する役割として行政安全部長官が務める一方、政府全体での統合対応が必要な場合、又は行政安全部長官が要請する場合には、国務総理が中央災難安全対策本部の長としての権限を行使することができる<sup>62</sup>。

中央災難安全対策本部長は、大規模災難が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、実務班を編成し、「中央災難安全対策本部状況室」を設置する等、当該大規模災難に効率的に対応するための体制を整えなければならない<sup>63</sup>。

---

<sup>55</sup> 災難及び安全管理基本法 第6条

<sup>56</sup> 災難及び安全管理基本法 第9条第1項

<sup>57</sup> 災難及び安全管理基本法 第9条第2項

<sup>58</sup> 災難及び安全管理基本法 第10条

<sup>59</sup> 災難及び安全管理基本法 第12条

<sup>60</sup> 災難及び安全管理基本法 第12条の2

<sup>61</sup> 災難及び安全管理基本法 第13条

<sup>62</sup> 災難及び安全管理基本法 第14条第1項～第4項

<sup>63</sup> 災難及び安全管理基本法 第14条第6項

また、必要に応じて行政安全部及び災難に関連する中央行政機関の高位公務員団に属する公務員等で構成される「状況判断会議」を構成・運営する権限を持つ<sup>64</sup>。

しかし、この状況判断会議の構成員は中央行政機関の高位公務員団に属する公務員等、主に広域自治体の長に限られており、事故が発生した地域の基礎自治体の長は含まれていない点が問題点として指摘されている。基礎自治体は災難発生初期から現場に最も近い位置で災難への対応・収拾に係る役割を担っているため、状況に関する意思決定の過程に参加し、情報が伝達されるよう、制度を改善する必要性が指摘されている<sup>65</sup>。

行政安全部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、初動措置・指揮等の業務を遂行するため、常時の「災難安全状況室」を設置する。これは、行政安全部長官が設置する「中央災難安全状況室」と、市・道知事及び市長・郡守・区庁長が設置するそれぞれの災難安全状況室に区分される。また、他の設置主体について、中央行政機関の長は、所管業務分野の災難状況を管理するため設置し、また、災難管理責任機関の長は、災難に関する状況管理のために設置することができる<sup>66</sup>。なお、中央災難安全状況室を設置・運営する場合、上述の「中央災難安全対策本部状況室」と人員・装備・施設等を統合して運営することができる<sup>67</sup>。

また、中央災難安全対策本部長は、大規模災難を効率的に収拾するため、関係災難管理責任機関の長に対して行政・財政上の措置、所属職員の派遣、その他必要な支援を要請することができる<sup>68</sup>。

具体的には、中央行政機関及び関係機関、災難管理に関する専門家等で構成する収拾支援団の派遣や、行政安全部・消防庁・海洋警察庁所属の専門人員で構成する特殊機動救助隊の編成、及び現地への派遣である<sup>69</sup>。

これら災難安全対策本部の設置に加えて、中央部処が含まれる災難管理主管機関の長は災難状況を効率的に管理し災難を収拾するため、中央事故収拾本部を設置・運営する<sup>70</sup>。

中央事故収拾本部の長は災難管理主管機関の長となり、これらは災難情報の収集・伝達、状況管理、初動措置・指揮等のために「収拾本部状況室」を設置・運営する<sup>71</sup>。

---

<sup>64</sup> 災難及び安全管理基本法施行規則 第3条第2項

<sup>65</sup> 김영명 (キム・ヨンミョン) 「행정안전부의 주요 이슈 진단: 재난대응 지휘체계 논란 등 (行政安全部の主要課題診断：災害対応指揮体制を巡る論争等)」 (시큐리티월드 (セキュリティワールド)、보안뉴스 (保安ニュース)) (2023年10月)

[<https://www.boannews.com/media/view.asp?idx=12243>] (最終検索日：2026年2月13日)

<sup>66</sup> 災難及び安全管理基本法第18条 (災難安全状況室)

<sup>67</sup> 災難及び安全管理基本法 第14条第6項

<sup>68</sup> 災難及び安全管理基本法 第15条第1項

<sup>69</sup> 災難及び安全管理基本法 第14条の2

<sup>70</sup> 災難及び安全管理基本法 第15条の2第1項

<sup>71</sup> 災難及び安全管理基本法 第15条の2第3項～第4項

この際、中央災難安全対策本部の例と同様に、災難管理主管機関の長が設置した災難安全状況室と収拾本部状況室の人員・装備・施設等を統合して運営することで、災難情報の伝達体系を一元化できるよう、法的根拠を整えている<sup>72</sup>。

したがって、中央事故収拾本部は災難管理主管機関が事故収拾に専念し、迅速に災難へ対応・復旧できるようにするための機構であるが、災難状況下での実質的な役割遂行においては、中央事故収拾本部と中央災難安全対策本部の役割範囲が明確に規定されておらず、両機構の役割が重複している問題が指摘されている<sup>73</sup>。

また、現行法では大規模災難の場合、中央災難安全対策本部の長を国務総理が務めることができると規定しているが、一般的には行政安全部長官が務めるため、行政安全全部所管の自然災難が発生した場合、行政安全部長官が中央災難安全対策本部の長でありながら同時に中央事故収拾本部の長を兼務しなければならないという法令上の矛盾も指摘されている<sup>74</sup>。

## (2) 安全管理計画

国務総理は「国家安全管理基本計画」を策定する<sup>75</sup>。

国務総理は、部処別の重点推進事項と国家災難管理体系の基本方向を盛り込んだ国家安全管理基本計画の策定指針を作成し、関係する中央行政機関の長に通知しなければならない<sup>76</sup>。

関係する中央行政機関の長は、策定指針に従い、所管する災難・安全管理業務について基本計画を作成・提出しなければならない<sup>77</sup>。

その後、国務総理は本規定に従って関係する中央行政機関が作成・提出した基本計画を総合し、国家安全管理基本計画を策定しなければならない。計画には、災難に関する対策と、生活安全・交通安全・産業安全・施設安全・犯罪安全・食品安全・安全脆弱階層の安全及びこれに準ずる安全管理に関する対策が含まれる<sup>78</sup>。

また、関係する中央行政機関の長は、国家安全管理基本計画に基づき所管業務に関する執行計画を作成する<sup>79</sup>。法令では、国家安全管理基本計画と執行計画、市・道安全管理計画、市・郡・区安全管理計画が災難管理分野の計画として規定されている。

---

<sup>72</sup> 災難及び安全管理基本法 第 18 条第 3 項

<sup>73</sup> 정찬권 (チョン・チャングォン) 「국가재난대응체제 역할조정과 분권화 절실하다 (国家災難対応体制の役割調整と分権化が切実である)」(조선일보 (朝鮮日報)) (2023 年 7 月)

[<https://www.chosun.com/opinion/contribution/2023/07/19/AF07GK7TXZGMXFSUZIBGQUQV34/>] (最終検索日：2026 年 2 月 13 日)

<sup>74</sup> 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理体系強化方案』(韓国地方行政研究院、2023) 75P

<sup>75</sup> 災難及び安全管理基本法 第 22 条

<sup>76</sup> 災難及び安全管理基本法 第 22 条第 2 項

<sup>77</sup> 災難及び安全管理基本法 第 22 条第 3 項

<sup>78</sup> 災難及び安全管理基本法 第 22 条第 4 項、第 22 条の 2

<sup>79</sup> 災難及び安全管理基本法 第 23 条

なお、関係する中央行政機関の長が所管の個別法令に基づく災難・安全関連計画を策定する際には、国家安全管理基本計画及び執行計画と連携して作成するよう明示することで、類似計画間の関係が整理されている<sup>80</sup>。

### (3) 災難の予防

災難の予防段階において、行政安全部をはじめとする中央政府は、災難管理責任機関が実施する災難予防措置に係る点検・評価や、国家核心基盤及び特定管理対象地域の指定等、災難予防活動を遂行する機関を支援・管理する役割を担う。なお、国家核心基盤とは、エネルギー、情報通信、交通輸送、保健医療等の分野で、国家の経済や国民の安全と健康、その他政府の基幹機能に重大な影響を及ぼす施設や、IT システム、資産等を指す。

具体的には、関係する中央行政機関の長は所管分野の「国家核心基盤」を安全政策調整委員会の審議を経て指定・取り消すことができ<sup>81</sup>、また、国家核心基盤を指定した場合には、所管する国家核心基盤に対する保護計画を策定・施行する義務を負う<sup>82</sup>。

この際、行政安全部長官又は関係する中央行政機関の長は、国家核心基盤の保護及び管理実態を確認・点検する権限を持ち、行政安全部長官は関連データベースを構築・運営し、災難管理政策の策定を統合的に支援することができる<sup>83</sup>。

さらに、中央行政機関の長は、管理が必要と認められる地域を「特定管理対象地域」として指定する権限を持つ<sup>84</sup>。

特定管理対象地域の管理・整備に必要な措置に関する義務は災難管理責任機関の長にあり、指定及び措置の結果は最終的に国務総理へ報告され、国務総理は必要に応じて是正措置又は補完を要求することができる<sup>85</sup>。

この過程で行政安全部長官は、地方自治体の措置等に必要な支援及び指導を行うことができ、関係する中央行政機関の長に協力を要請する権限を持つ<sup>86</sup>。

災難管理責任機関は災難防止施設を点検・管理し、災難及び安全管理業務を担当する公務員又は職員が専門教育を随時受けられるよう措置しなければならない。

行政安全部長官は、これらの事務の履行実態を点検し、必要な場合には是正措置の要求や災難管理責任機関の長の懲戒を要求することができる<sup>87</sup>。

---

<sup>80</sup> 災難及び安全管理基本法 第 23 条の 2

<sup>81</sup> 災難及び安全管理基本法 第 26 条

<sup>82</sup> 災難及び安全管理基本法 第 26 条の 2

<sup>83</sup> 災難及び安全管理基本法 第 26 条の 2 第 3 項～ 4 項

<sup>84</sup> 災難及び安全管理基本法 第 27 条

<sup>85</sup> 災難及び安全管理基本法 第 27 条第 5 項

<sup>86</sup> 災難及び安全管理基本法 第 28 条

<sup>87</sup> 災難及び安全管理基本法 第 29 条、第 29 条の 2

具体的には、行政安全部長官は災難管理責任機関の災難・安全管理実態を点検するため、政府合同安全点検団を編成して安全点検を実施することができ、点検結果及び措置結果は安全情報統合管理システムを通じて国民に公開することができる<sup>88</sup>。

また、災難管理責任機関に対して定期的に評価を行う権限を持つ<sup>89</sup>。

行政安全部長官又は地方自治体の長が、緊急安全点検の結果、災難発生の危険性が高いと認められる施設・地域に対し、所有者・管理者又は占有者に精密安全診断又は補修・補強等の整備、そして災難危険要因の除去を命じることができると明示している<sup>90</sup>。

行政安全部長官は、毎年集中安全点検期間を設定し、運営に必要な計画を策定して安全点検を実施することができる<sup>91</sup>。

#### (4) 災難への準備

国家が災難・安全管理体系において遂行すべき最も基本的な役割は、多様な災難類型と管理段階、又は部門別を実施される活動が一貫して運営されるよう基準を整備することにある。「災難及び安全管理基本法」では、災難の備え段階における国家の事務と権限を規定している。

備え段階においても、資源の運用・管理や緊急通信手段の確保、機能別の災難対応活動計画の策定及び活用等、災難現場状況に備えた実質的な業務は災難管理責任機関が担当するよう規定されている。

このため、行政安全部長官は、災難管理責任機関ごとに遂行される活動が円滑に実施されるよう標準的な体系を確立し、指針及び基準を整備し、全般的な管理を実施する役割を担う。

まず、行政安全部長官に対して、民間機関・団体又は所有者と協議して応急措置に使用する装備・施設・人力を指定・管理できる権限を付与している。行政安全部長官は、災難管理資源の体系的な管理・活用のため共同活用基準を定めて災難管理責任機関に通知し、災難管理資源共同活用システムを構築・運営することができる<sup>92</sup>。

また、災難現場で緊急通信手段が共同活用されるよう、関係機関が保有する緊急通信手段の保有現況を調査し、通信体系を構築する役割も担う<sup>93</sup>。

災難管理を効率的に遂行するための国家災難管理基準の制定・運用義務を明示し、災難・安全管理体系を構築するための国家的責務を付与している<sup>94</sup>。これにより行政安全部長官は、災難分野の用語及び標準体系を整備し、国家災難対応体系に関する原

---

<sup>88</sup> 災難及び安全管理基本法 第 32 条

<sup>89</sup> 災難及び安全管理基本法 第 33 条の 2

<sup>90</sup> 災難及び安全管理基本法 第 31 条

<sup>91</sup> 災難及び安全管理基本法 第 32 条の 3

<sup>92</sup> 災難及び安全管理基本法 第 34 条

<sup>93</sup> 災難及び安全管理基本法 第 34 条の 2

<sup>94</sup> 災難及び安全管理基本法 第 34 条の 3

則とともに、災難軽減・状況管理・資源管理・維持管理等に関する一般的な基準について国家災難管理基準を制定・運用しなければならない。

一方、危機管理マニュアルに関する事項を規定している。本法令で規定する危機管理マニュアルは全部で3種類ある<sup>95</sup>。

まず、「危機管理標準マニュアル」は、国家的次元での管理が必要な災難について、災難管理体系及び関係機関の任務・役割を規定した文書であり、危機対応実務マニュアルの作成基準となる。危機管理標準マニュアルは災難類型別に作成されるため、災難管理主管機関の長が作成義務を負う。ただし、複数の災難管理主管機関が関係する災難の場合には行政安全部長官が作成することができる。

次に、危機管理標準マニュアルで規定される機能と役割に基づき、実際の対応に必要な措置事項及び手続きを規定する文書として「危機対応実務マニュアル」がある。このマニュアルも標準マニュアルに基づくため、災難管理主管機関が作成義務を負う。

最後に「現場措置マニュアル」は、災難現場で任務を直接遂行する機関の行動措置手順を具体的に記載した文書である。現場活動事項は他の法令に基づき作成される計画・マニュアル等と類似・重複する部分があるため、もし行動マニュアルに含まれる事項が他の計画又はマニュアルに全て含まれている場合には、当該災難類型について作成を省略することができる。現場措置行動マニュアルは、災難管理主管機関が指定した機関の長が作成義務を負い、市長・郡守・区庁長の場合には災難類型別の現場措置行動マニュアルを統合して作成することができる。

行政安全部長官は、危機管理マニュアルの標準化及び実効性の向上のため、危機管理マニュアル協議会を構成・運営することができ、危機管理マニュアルの体系的な運用のため管理システムを構築・運営し、必要なマニュアル標準案を研究・開発して普及させることができる。

最後に、行政安全部長官は、毎年災難対備訓練基本計画を策定し、災難管理責任機関の長に通知する義務を負う<sup>96</sup>。

そして、毎年定期又は随時で災難管理責任機関、緊急救助支援機関等の関係機関との合同で災難対備訓練を実施しなければならない<sup>97</sup>。

## (5) 災難への対応

災難対応において国家と地方自治体の業務は、災難の規模を基準として区分される。

---

<sup>95</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の5

<sup>96</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の9

<sup>97</sup> 災難及び安全管理基本法 第35条

地域レベルで対応・收拾が可能な災難ではなく、甚大な人的又は財産的被害が発生、又は発生することが予想される大規模災難については、国家レベルの安全管理機構が中心となって対応するよう規定されているためである。

災難が発生、又は発生する恐れがある場合、行政安全部長官は災難が発生、又は発生する恐れがある地域に対して災難事態を宣告することができる<sup>98</sup>。

災難事態の宣告により、行政安全部長官及び地方自治体の長は、「災難及び安全管理基本法」で規定する応急措置活動、当該地域に所在する行政機関所属公務員の緊急招集、当該地域への移動自制勧告、休業・休園・休校処分の要請等、必要な措置を行うことができる。

対応過程における応急措置、危機警報の発令、災難予報・警報、避難命令、危険区域の設定、強制避難措置、通行制限、応援要請等の現場措置<sup>99</sup>は、地域の現場対応責任機関を中心に実施される。

緊急救助も同様であり、中央では緊急救助の総括・調整及び緊急救助活動の指揮・統制のため、消防庁に中央緊急救助統制団を置くものの、災難現場での実質的な緊急救助活動は地域緊急救助統制団を中心に運営される。

このとき、中央緊急救助統制団の団長は消防庁長が務め、市・道緊急救助統制団長は市・道知事、市・郡・区緊急救助統制団長は消防署長が務める<sup>100</sup>。

中央緊急救助統制団と地域緊急救助統制団は、災難状況が終了した後、緊急救助支援機関の活動について評価を行う。評価結果はそれぞれ上位機構に報告又は通知される<sup>101</sup>。

また、中央緊急救助統制団長である消防庁長は、航空機遭難事故が発生した場合の航空機捜索及び人命救助のため、航空機捜索・救助計画を策定・施行する義務を負う<sup>102</sup>。

さらに、行政安全部長官は緊急救助要請に迅速に対応するため、緊急救助関連特別番号電話サービスの統合・連携体系を構築・運営する義務を負い、そのために統合・連携される特別番号電話サービスの運営実態を調査・分析し、改善に活用することができる<sup>103</sup>。

また、国家と地方自治体に対し、災難管理に必要な資源（人員・装備・施設）の拡充、通信網の設置・整備、必要な財政措置の準備を求め、災難対応において必要な支援を行えるよう規定している<sup>104</sup>。

---

<sup>98</sup> 災難及び安全管理基本法 第 36 条

<sup>99</sup> 災難及び安全管理基本法 第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条

<sup>100</sup> 災難及び安全管理基本法 第 49 条

<sup>101</sup> 災難及び安全管理基本法 第 53 条

<sup>102</sup> 災難及び安全管理基本法 第 57 条

<sup>103</sup> 災難及び安全管理基本法 第 54 条の 2

<sup>104</sup> 災難及び安全管理基本法 第 55 条

## (6) 災難の復旧

災難の復旧は、被害調査と復旧計画の策定、特別災難地域の宣告及び支援、財政及び補償に関する事項で構成される。

災難が発生した後、中央災難安全対策本部長は関係する中央行政機関及び災難管理責任機関の長と合同で中央災難被害合同調査団を編成し、災難被害状況を調査することができる<sup>105</sup>。

災難管理責任機関と地方自治体は、被害調査結果を基礎として災難復旧計画を策定し、復旧事業を実施する前に中央災難安全対策本部長へ災難復旧計画を提出し、審議を受けなければならない<sup>106</sup>。

中央災難安全対策本部長は、災難復旧計画に基づいて実施される事業が効率的に推進されるよう指導・点検し、必要であれば是正命令及び是正の要請をすることができる<sup>107</sup>。

災難の復旧過程で最も重要に議論される部分は、財政の投入と損失に対する補償であると言える。大規模災難が発生し、国家の安寧及び社会秩序の維持に重大な影響を及ぼす場合、又は被害を効果的に收拾するため特別な措置が必要であると認められる場合、大統領は特別災難地域を宣告することができる<sup>108</sup>。

特別災難地域として宣告された地域は、被害地域の復旧のために必要な費用に係る国庫補助等の支援<sup>109</sup>に加えて、応急対策及び災難救護と復旧に必要な行政上・財政上・金融上・医療上の特別支援を受ける<sup>110</sup>。

災難の対応過程で発生した損失や、対応・復旧業務を遂行する中で発生した負傷・障害・死亡について、国家又は地方自治体はその損失及び治療費等を補償するよう規定している<sup>111</sup>。

また、緊急救助活動及び応急対策・復旧等に参加し顕著な功労があるボランティアに対して勲章又は褒賞を授与できることが明示されている<sup>112</sup>。

## (7) 安全文化振興

「災難及び安全管理基本法」では、中央行政機関の長と地方自治体の長に対し、国民の安全意識を高め安全文化を振興するための施策を積極的に推進することを明示している。これら安全文化活動の推進に関する総括・調整業務は行政安全部長官が担い、国家及び地方自治体が安全体験施設の設置・運営や、関係機関・団体が推進する

---

<sup>105</sup> 災難及び安全管理基本法 第 58 条

<sup>106</sup> 災難及び安全管理基本法 第 59 条

<sup>107</sup> 災難及び安全管理基本法 第 59 条の 2

<sup>108</sup> 災難及び安全管理基本法 第 60 条

<sup>109</sup> 災難及び安全管理基本法 第 66 条

<sup>110</sup> 災難及び安全管理基本法 第 61 条

<sup>111</sup> 災難及び安全管理基本法 第 64 条、第 65 条

<sup>112</sup> 災難及び安全管理基本法 第 65 条の 2

安全文化活動に必要な予算を支援できるよう規定している<sup>113</sup>。毎年4月16日を国民安全の日として定め、必要な行事等を行うことを明示する<sup>114</sup>とともに、国務総理に安全管理憲章を制定・告示することを義務づけている<sup>115</sup>。

第66条の9から第66条の12は、安全文化振興及び情報管理のための行政安全部長官の責務と権限について規定している。

まず、行政安全部長官は災難・安全事故に関する情報を収集し、体系的に管理しなければならない。行政安全部長官が管理する情報には、災難やその他各種事故に関する統計・地理情報・安全政策に関する情報、安全脆弱階層の災難・安全事故被害に関する統計、安全点検結果、安全点検に伴う補完・改善措置結果、災難管理責任機関の災難管理体系等に対する評価、緊急救助支援機関の能力評価結果、災難原因調査及び改善等の措置結果、その他行政安全部長官が収集・管理の必要があると認める情報が含まれる<sup>116</sup>。これらの安全情報を体系的に管理するため、各種安全点検・診断等の結果を統合・公開する「安全情報統合管理システム」の構築・運営を明示している<sup>117</sup>。

その他、行政安全部長官は、地域別の安全水準と安全意識を客観的に示す指数（安全指数）を開発・調査し、その結果を公表する権限を持つ<sup>118</sup>。

また、地域社会の安全水準を向上させるため、市・郡・区を対象として安全事業地区を指定し、必要な支援を行うことができる<sup>119</sup>。

#### （8）その他

「災難及び安全管理基本法」は、国家及び中央行政機関が履行すべきその他の事務と権限も明示している。

行政安全部長官は、地方自治体の災難及び安全管理に関する需要に限って交付する特別交付税の交付を行う<sup>120</sup>。

また、行政安全部長官は、第66条の9で明示された情報の類型の一つである「災難原因調査」を実施、又は災難管理責任機関の長に調査を実施させ、その結果を提出させることができる。災難原因調査には、災難の原因だけでなく、事故対応過程に関する調査・分析・評価が含まれる。この時、行政安全部長官は、関連分野の専門家及び専門機関等が共同で参加する政府合同災難原因調査団を編成し、これを派遣して災難原因調査を実施する権限を持つ<sup>121</sup>。

---

<sup>113</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の4

<sup>114</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の7

<sup>115</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の8

<sup>116</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の9

<sup>117</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の14

<sup>118</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の10

<sup>119</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の13

<sup>120</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条の15、

<sup>121</sup> 災難及び安全管理基本法 第69条

この他、行政安全部長官は、科学技術の振興のための「災難及び安全管理技術開発総合計画」を策定<sup>122</sup>する他、研究開発事業の成果を事業化する中小企業の支援<sup>123</sup>や、総合的な「災難管理情報通信体系」を構築・運営することができる<sup>124</sup>。

これら「災難及び安全管理基本法」に基づく行政安全部長官の権限の一部は市・道知事に委任することができる<sup>125</sup>。

## 2 地方自治体の災難・安全管理に係る主要事務と権限

上述したように、災難・安全管理の各過程において国家は主体的な役割を担うものの、市民の生命・財産を保護し、地域社会の安全を確保するために遂行する事務は、地方自治体が自己責任のもと独自に遂行する自治事務として理解する必要がある<sup>126</sup>。

地方自治体は、地方自治法に基づき、法令の範囲内でその事務に関して条例を制定することができる<sup>127</sup>、制定された法令又は条例の範囲内でその権限に属する事務に関する規則を制定することができる<sup>128</sup>。

一方で、地方自治体の独自条例で運営される事務を全て把握することは現実的に困難であるため、本稿では、「災難及び安全管理基本法」に規定される地方自治体の災難・安全関連事務の範囲と類型について整理する。

### (1) 安全管理機構及び機能

まず、安全管理の機構及び機能に関連して、「災難及び安全管理基本法」に基づき地方自治体は次のような事務と権限を持つ。

地方自治体の長が予算を編成する前に、災難及び安全管理事業について事業の執行実績及び成果、今後の事業推進の必要性等を考慮して投資の優先順位を検討し、その結果について「地域安全管理委員会」の審議を経るよう規定している<sup>129</sup>。審議する事業の類型には、災難及び安全管理体系の構築及び運営、災難及び安全管理を目的とする施設の構築及び機能強化、災難脆弱地域・施設等の危険要素除去及び機能回復、災難安全関連の教育・訓練及び広報、その他災難及び安全管理に関連する事業のうち行政安全部令で定める事業が含まれる。

---

<sup>122</sup> 災難及び安全管理基本法 第 71 条の 2

<sup>123</sup> 災難及び安全管理基本法 第 72 条

<sup>124</sup> 災難及び安全管理基本法 第 74 条

<sup>125</sup> 災難及び安全管理基本法 第 78 条

<sup>126</sup> 김봉철 (キム・ボンチョル) 「재난관리행정주체로서의 지방자치단체의 법적

지위 (災難管理行政主体としての地方自治体の

法的地位)」 (『지방자치법연구』 통권제 44 호

제 14 권 4 호 (『地方自治法研究』 通巻第 44 号

第 14 卷第 4 号)』、사단법인 한국지방자치법학회 (社団法人韓国地方自治法学会)、2014) 129-157P

<sup>127</sup> 地方自治法 第 28 条第 1 項

<sup>128</sup> 地方自治法 第 29 条

<sup>129</sup> 災難及び安全管理基本法 第 10 条の 4

同法第 11 条（地域委員会）から第 18 条（災難安全状況室）までは、地域の災難・安全管理に関する事項の審議・調整及び管轄区域で発生した災難の収拾に必要な管理機構の構成・運営方法を明示しており、地方自治体が災難・安全管理の責務を履行できるよう、「安全管理委員会」「地域災難安全対策本部」「災難安全状況室」の設置を義務化する一方で、機構の構成・運営に関する事項は当該地方自治体の条例で定めるよう規定し、自律性を付与している。

具体的に、地域において災難及び安全管理に関する事項（政策・計画・業務推進・関係機関協力等）を審議・調整する機構として、市・道及び市・郡・区安全管理委員会を構成・運営するよう規定している<sup>130</sup>。市・道安全管理委員会の長は市・道知事が、市・郡・区安全管理委員会の長は市長・郡守・区庁長が務める。

安全管理委員会には、市・道及び市・郡・区災難放送協議会<sup>131</sup>、市・道及び市・郡・区安全管理民官協力委員会<sup>132</sup>を置くことができる。災難放送協議会は、地域レベルで災難に関する予報・警報、通知、応急措置、災難放送が円滑に実施されるよう関連事項を審議する機構である。安全管理民官協力委員会は、災難及び安全管理に関する地域レベルの民間部門、及び公共部門の活動全般について協議・訓練・審議・助言等を行う。

市・道と市・郡・区の関係性では、市・道知事が市・郡・区安全管理委員会の運営及び市・郡・区の災難及び安全管理業務に対して必要な支援と指導を行うことができると明示し、災難・安全管理体系における上位機関としての責務と権限を付与している<sup>133</sup>。

また、広域及び基礎自治体において管轄地域の災難業務を総括・調整する市・道及び市・郡・区災難安全対策本部を設置・運営するよう規定している<sup>134</sup>。

市・道及び市・郡・区災難安全対策本部の長は、地域安全管理委員会と同様に市・道知事及び市長・郡守・区庁長が務め、これらは地域対策本部の業務を総括し、必要と認める場合には地域災難安全対策本部会議を招集する権限や、災難現場を総括・調整・支援するための災難現場統合支援本部を設置する権限を持つ<sup>135</sup>。災難現場統合支援本部の長は市・郡・区の副団体長となり、実務班を編成して運営することができる。

地域対策本部長は、災難の効率的な収拾のため、地域対策本部に統合ボランティア支援団を設置・運営することができる。統合ボランティア支援団は、ボランティアの

---

<sup>130</sup> 災難及び安全管理基本法 第 11 条

<sup>131</sup> 災難及び安全管理基本法 第 12 条

<sup>132</sup> 災難及び安全管理基本法 第 12 条の 2

<sup>133</sup> 災難及び安全管理基本法 第 13 条

<sup>134</sup> 災難及び安全管理基本法 第 16 条

<sup>135</sup> 災難及び安全管理基本法 第 17 条

募集・登録や配置・運営、ボランティアへの教育訓練や安全措置の確保を実施する<sup>136</sup>。

また、地域対策本部長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時の初動措置及び指揮等の業務を遂行するため、災難安全状況室を設置する<sup>137</sup>。これにより地方自治体の長は、災難発生時に中央行政機関及び他地域と災難管理情報を共有し、有機的な協力体制を維持できる法的根拠を持つ。

## (2) 安全管理計画

「災難及び安全管理基本法」では、地方自治体が策定しなければならない災難・安全管理関連の中長期計画について規定している。

市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、管轄区域に関する災難・安全管理業務計画を総合して、市・道安全管理計画及び市・郡・区安全管理計画を策定しなければならない。ただし、安全管理計画はトップダウン構造で作成されるため、行政安全部長官は国家安全管理基本計画及び執行計画に基づき、市・道安全管理計画の策定指針を作成して通知し、市・道知事は確定した市・道安全管理計画に基づき、市・郡・区安全管理計画の策定指針を作成して通知しなければならない。

地域安全管理計画を策定する際には、地域的特性と条件を総合的に分析し、災難及び安全事故の類型分類体系に基づいて地域の被害現況及び原因分析を行い、目標と対策を策定するよう求めている。併せて、災難・安全事故全般に適用できる共通対策を策定しつつ、核心機能を中心に作成するよう誘導している<sup>138</sup>。

## (3) 災難の予防

災難の予防段階において、地方自治体は災難管理責任機関として、安全点検・管理を通じて地域内の危険要因及び脆弱要因を把握し、必要な措置を実施する等、災難の予防のための事務を遂行するよう規定されている。

具体的には、地方自治体の長は、災難に対応する組織を構成・整備し、災難の予測に関する情報の提供・利用に関する体系の構築、災難教育・訓練・広報、危険要因に対する安全管理体系の構築及び安全管理規定の整備、国家核心基盤の管理及び特定管理対象地域に関する措置、災難防止施設の点検・管理、災難管理資源の備蓄及び指定等に関する事務を遂行しなければならない<sup>139</sup>。

予防段階において、中央省庁は国家核心基盤や災難防止施設等の指定、災難・安全分野従事者への教育、政府合同安全点検、災難管理責任機関の災難管理体系に関する評価等の権限を持つ一方、地方自治体は、災難管理責任機関として管理対象として指

---

<sup>136</sup> 災難及び安全管理基本法 第 17 条の 2

<sup>137</sup> 災難及び安全管理基本法 第 18 条

<sup>138</sup> 災難及び安全管理基本法 第 24 条、第 25 条

<sup>139</sup> 災難及び安全管理基本法 第 25 条の 2

定された特定管理対象地域及び災難防止施設に対する実態点検、補修・補強等の管理・整備事務を担当する。

ただし、特定管理対象地域の指定については地方自治体の長にも権限が付与されており<sup>140</sup>、また、安全脆弱階層に関する支援の対象や、範囲、方法及び手続き等の事項は地方自治体の条例で定めている<sup>141</sup>。

#### (4) 災難の準備

準備段階においては、災難状況に備えて資源の管理や緊急通信手段、訓練及びマニュアル作成等に関する事項を規定している。

まず、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、行政安全部長官同様に、応急措置に使用する装備・施設・人力を指定・管理し、必要な場合には災難管理資源の指定・管理に必要な情報を要請できる権限を有する<sup>142</sup>。災難管理資源の管理は災難管理資源共同活用システムを通じて行うと明示されているため、災難管理責任機関の長は、災難管理資源共同活用システムの共同活用基準に従って資源を登録・管理しなければならない。

また、災難の発生によって通信が途絶する状況に備え、災難管理責任機関の長が緊急通信手段を確保するとともに<sup>143</sup>、対応状況では行政安全部長官が構築・運営する災難安全通信網を使用するよう規定している<sup>144</sup>。

さらに、災難への備え段階では、対応段階で必要となる各種計画の作成・運用が求められており、「災難及び安全管理基本法施行令」第43条の5で定義されている計13の機能について、災難管理を効率的に遂行するための機能別災難対応活動計画を作成・活用するよう規定している<sup>145</sup>。

併せて、災難の種類に応じて危機管理マニュアルを作成・運用することを明示している。法令上、提示されている危機管理マニュアルは、中央政府の災難・安全管理分野の法定事務で述べたように3種類規定されており、市長・郡守・区庁長は災難類別の現場措置行動マニュアルを統合して作成する<sup>146</sup>。

この時、市・道知事は市長・郡守・区庁長が作成した現場措置行動マニュアルを承認し、承認した結果を災難管理主管機関の長及び行政安全部長官に報告しなければならない。

また、マニュアルに関連して、多重利用施設等の所有者・管理者又は占有者は危機状況マニュアルを作成しなければならない、地方自治体の長はこの危機状況マニュアル

---

<sup>140</sup> 災難及び安全管理基本法 第27条

<sup>141</sup> 災難及び安全管理基本法 第31条の2

<sup>142</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条

<sup>143</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の2

<sup>144</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の8

<sup>145</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の4

<sup>146</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の5

の作成・管理及び訓練の実態を点検し、必要な場合には改善命令等の措置を行うことができる<sup>147</sup>。

最後に、地方自治体の長は災難管理責任機関の長として、行政安全部長官が毎年策定する災難対備訓練基本計画を基に、所管分野別の独自計画を策定する義務を持つ<sup>148</sup>。そして、策定した独自計画に基づき、関係機関合同の災難対備訓練を毎年定期又は随時で実施することを明示している<sup>149</sup>。訓練主管機関の長である市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、訓練参加機関の訓練過程及び結果を点検・評価し、訓練過程又は危機管理マニュアルで明らかになった不備事項について改善・補完措置を要求しなければならない。

#### (5) 災難の対応

地方自治体が実施する災難の対応には、応急措置や避難命令、緊急救助等に関する事項が規定されている。

まず、「災難及び安全管理基本法」第36条に基づき災難事態が宣告されると、地方自治体の長は災難事態が宣告された地域に対して応急措置とともに、行政機関に所属する公務員の緊急招集、当該地域への移動自制勧告、休業・休園・休校処分の要請を行うことができる<sup>150</sup>。

その後、災難の対応段階で実施される地域の応急措置活動は、基本的に基礎自治体の長を中心に、第37条から第48条までの規定に基づき運営される。

具体的には、市長・郡守・区庁長及び地域緊急救助統制団長は、災難発生の恐れがある場合又は災難が発生した場合、関係法令や災難対応活動計画及び危機管理マニュアルで定めるところに従い、直ちに応急措置を行う義務がある<sup>151</sup>。

これにより、中央対策本部長及び市長・郡守・区庁長に対し、民防衛隊の動員、災難管理責任機関への資源動員要請、軍部隊への支援要請を行う権限を付与している<sup>152</sup>。

また、市長・郡守・区庁長及び地域統制団長に対し、必要な場合には住民又は船舶・自動車等の所有者・管理者・占有者に避難を命令・強制したり、通行を制限し、緊急の場合には他人の土地・建築物・人工構造物その他の所有物を一時使用したり、障害物を変更・除去できるよう規定している<sup>153</sup>。

さらに、市長・郡守・区庁長は応急措置に必要な場合、他の市・郡・区や軍部隊、関係行政機関及び民間機関に対し、人員・装備・資材等必要な応援を要請することが

---

<sup>147</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の6

<sup>148</sup> 災難及び安全管理基本法 第34条の9

<sup>149</sup> 災難及び安全管理基本法 第35条

<sup>150</sup> 災難及び安全管理基本法 第36条

<sup>151</sup> 災難及び安全管理基本法 第37条

<sup>152</sup> 災難及び安全管理基本法 第39条

<sup>153</sup> 災難及び安全管理基本法 第40条、第41条、第42条、第43条、第45条

できる。このとき、応援要請を受けた機関は特別な理由がない限り要請に従わなければならないと明示することで、市長・郡守・区庁長が応急措置活動を積極的に遂行できる法的根拠を整えている<sup>154</sup>。

市長・郡守・区庁長のみならず、市・道知事も応急措置を実施できるよう規定しているものの、これは管轄区域内で発生又は発生が予想される災難のうち、人的又は財産的被害の程度が非常に大きく、その影響が広範囲に及ぶ、又は広範囲に及ぶと予想され、市・道知事が応急措置の必要性を認める場合、あるいは二つ以上の市・郡・区にまたがって災難が発生又は発生の恐れがある場合に限られる<sup>155</sup>。

また、災難管理責任機関の長は災難に関する予報・警報体系を構築・運営することができる<sup>156</sup>。同規定により、市長・郡守・区庁長は5年単位で「市・郡・区災難予報・警報体系構築総合計画」を策定し、市・道知事に提出しなければならない。市・道知事はこれを基に「市・道災難予報・警報体系構築総合計画」を策定し、行政安全部長官に提出しなければならない。さらに、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は総合計画に関する事業施行計画を毎年策定し、行政安全部長官に提出しなければならない。

地方自治体が策定する災難予報・警報体系構築総合計画には、災難予報・警報体系の構築に関する基本方針だけでなく、計画策定対象地域の選定に関する事項、予報・警報体系の構築・運営に関する事項等を含めるよう規定している。

一方、第50条（地域緊急救助統制団）から第55条（災難対備能力の強化）までは、緊急救助のための地方自治体の事務と権限を規定している。

災難現場での緊急救助は、市・道及び市・郡・区緊急救助統制団が実施する<sup>157</sup>。市・道緊急救助統制団の団長は消防本部長、市・郡・区緊急救助統制団の団長は消防署長が務める。

地域統制団長は、災難が発生した場合、所属緊急救助要員を迅速に災難現場へ出動させ、緊急救助活動を遂行させなければならない、緊急救助支援機関間の協力体制を維持するため、必要に応じて関係機関及び団体の長に所属職員の派遣を要請することができる<sup>158</sup>。

応急措置と同様に、緊急救助現場での指揮は市・郡・区を中心に運営され、市・道緊急救助統制団長及び中央統制団長は、大規模災難が発生した場合又は必要な場合には直接現場指揮を行うことができる<sup>159</sup>。このように、一般的な災難現場では市・郡・区緊急救助統制団長が緊急救助活動を指揮し、現場指揮に関する事項として、災難現

---

<sup>154</sup> 災難及び安全管理基本法 第44条

<sup>155</sup> 災難及び安全管理基本法 第46条

<sup>156</sup> 災難及び安全管理基本法 第38条の2

<sup>157</sup> 災難及び安全管理基本法 第50条

<sup>158</sup> 災難及び安全管理基本法 第51条

<sup>159</sup> 災難及び安全管理基本法 第52条

場での人命探索・救助、緊急救助機関及び緊急救助支援機関の人員・装備の配置及び運用、追加災難防止のための応急措置、ボランティアへの任務付与、負傷者搬送、物資管理、現場接近の統制等が含まれる。

また、国家及び地方自治体は災難管理に必要な資源（人員・装備・施設）を拡充し、通信網を設置・整備する等、緊急救助能力を強化するための努力と措置を講じなければならない<sup>160</sup>。これにより、緊急救助業務及び災難管理責任機関の災難・安全管理業務の担当者は緊急救助に関する教育を受けなければならない、教育を担当する機関は消防庁長及び市・道知事が指定できるよう、権限が付与されている。

## （6）災難の復旧

「災難及び安全管理基本法」第7章には、災難発生後の被害調査と復旧計画の策定、特別災難地域の宣告及び財政支援・補償等に関する内容が含まれる。

まず、災難が発生した後に被害を受けた者は被害状況を申告することができ、被害状況を調査した市長・郡守・区庁長は調査結果を中央対策本部長に報告しなければならない<sup>161</sup>。

市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、特別災難地域の被害に対し、管轄区域の被害状況を総合した災難復旧計画を策定・提出し、中央災難安全対策本部会議の審議を経て災難復旧計画が確定・通知されれば、遅滞なく災難復旧を施行しなければならない<sup>162</sup>。

一般的に、災難の復旧は、自主防災精神に基づく自力復旧を原則とする。

この原則に基づき、災難管理に必要な費用は、安全管理計画で定めるところに従い、その施行の責任を負う者が負担することを明示している<sup>163</sup>。災難管理資源の応援を受けた者にも適用され、応援により他の地方自治体が利益を受けた時は、その利益の範囲内で、利益を受けた地方自治体が費用の一部を分担しなければならない<sup>164</sup>。

ただし、災難の円滑な復旧のため必要な場合には、その費用を全部又は一部国庫で負担することや、地方自治体その他の災難管理責任者に補助できることが明示されている<sup>165</sup>。

例えば、国家又は地方自治体の措置により損失が発生した場合には、中央行政機関及び市・道知事、市長・郡守・区庁長が協議して損失を補償しなければならない<sup>166</sup>、緊急救助活動や応急対策・復旧等に参加して負傷・障害・死亡が発生した場合には、国家又は地方自治体が治療及び補償金を支給しなければならない<sup>167</sup>。

---

<sup>160</sup> 災難及び安全管理基本法 第55条

<sup>161</sup> 災難及び安全管理基本法 第58条

<sup>162</sup> 災難及び安全管理基本法 第59条

<sup>163</sup> 災難及び安全管理基本法 第62条

<sup>164</sup> 災難及び安全管理基本法 第63条

<sup>165</sup> 災難及び安全管理基本法 第66条

<sup>166</sup> 災難及び安全管理基本法 第64条

<sup>167</sup> 災難及び安全管理基本法 第65条

また、地域で発生した災難が「災難及び安全管理基本法施行令」第 69 条に規定する特別災難と認められる場合、地域災難安全対策本部長（市・道知事及び市長・郡守・区庁長）は中央災難安全対策本部長に特別災難地域の宣告を建議することができる。

そして、要請内容が妥当であると認められる場合、中央安全管理委員会の審議を経て、当該地域を特別災難地域として宣告することを大統領に建議することになる。

特別災難地域として宣告された地域は、「災難及び安全管理基本法」第 66 条第 3 項に基づく国庫補助等の支援の他、応急対策及び災難救護と復旧に必要な行政上・財政上・金融上・医療上の特別な支援を受けることができる<sup>168</sup>。なお、同法第 66 条に基づき国庫補助等の支援をすることのできる災難は、社会災難の内、特別災難地域として宣告された地域の災難と自然災難である。

災難復旧事業に必要な財源は、国庫の負担金及び補助金、地方自治体の負担金及び義援金等で充当され、広域自治団体と基礎自治団体が負担する金額の基準は、「災難及び安全管理基本法施行規則」第 19 条の 2 や「自然災難救護及び復旧費用負担基準等に関する規則」第 2 条、市・道で制定される条例に従う。

国家及び地方自治体は、災難で被害を受けた住民の生活安定及び被害企業の経営安定のため、被災住民への救護、住宅用建築物の復旧費支援、高校生の学資金免除、資金の融資・保証・返済期限の延長及び利子の減免等の金融支援、賃借人への補助等の生活安定のための支援、国税・地方税・健康保険料・年金保険料・通信料金・電気料金等の減免又は納付猶予等の間接的な支援、農業・漁業・林業・塩生産業被害に対する施設復旧支援、公的施設被害に対する復旧事業費支援等を実施することができる<sup>169</sup>。

また、災難の迅速な救護と復旧のため必要な場合、地方自治体の長は復旧計画策定前に費用を支出できる<sup>170</sup>。

## （7）安全文化振興

地方自治体の長は、安全文化活動の義務を有する<sup>171</sup>。

安全文化活動には、安全教育・訓練、安全意識キャンペーン及び広報、安全行動要領に関する指針の開発・普及、安全文化優秀事例の発掘及び拡散、安全関連統計の管理・活用・公開、安全に関する各種調査・分析、その他安全文化振興活動が含まれる。

同規定に基づき、地方自治体の長は地域内の安全文化活動に住民が参加できる制度を整備して施行することができ、安全体験施設を設置・運営することができる。

---

<sup>168</sup> 災難及び安全管理基本法施行令 第 70 条

<sup>169</sup> 災難及び安全管理基本法 第 66 条

<sup>170</sup> 災難及び安全管理基本法 第 66 条

<sup>171</sup> 災難及び安全管理基本法 第 66 条の 4

その他、安全文化に関連して、中央行政機関及び地方自治体の長は、地域祭りが安全に進行できるよう、地域祭り安全管理計画を策定し、安全管理に必要な措置を講じなければならない<sup>172</sup>。

#### (8) その他

この他、地方自治体が履行すべきその他の事務について、まず、地方自治体に対して、災難管理に要する費用を充当するための災難管理基金の積立を義務化している<sup>173</sup>。災難管理基金の用途・運用及び管理に必要な事項は大統領令で定めるが、災難管理基金が活用される災難管理活動の範囲と安全措置の対象は地方自治体の条例で定めるよう規定しており、災難管理基金を目的に合致する範囲内で自律的に運用できるようにしている。

また、災難管理責任機関の長に対し、被害状況を含む災難状況、災難発生に伴う対応過程及び措置事項、災難原因調査結果、改善勧告等の措置結果、その他記録・保管が必要と認められる事項について記録・保管するよう規定している<sup>174</sup>。災難管理責任機関には地方自治体が含まれるため、地方自治体にも災難状況を記録・管理する責任が付与される。

併せて、災難管理責任機関及び緊急救助機関、緊急救助支援機関が災難管理業務を効率的に推進するため、災難管理情報通信体系を構築・運営できることを明示し、これに必要な災難管理情報を他の機関と共同利用するよう規定している<sup>175</sup>。これに関連して、地方自治体の長は、他の関係する中央行政機関の長、地方自治体の長、公的機関の長等に情報提供を要請できる<sup>176</sup>。

一方、地方自治体の長は災難及び安全管理業務の技術的助言のため、民間専門家で構成される安全管理諮問団を構成・運営することができ、当該機関の災難及び安全管理業務を総括する安全責任官及び担当職員を所属公務員の中から任命する権限を持つ<sup>177</sup>。

---

<sup>172</sup> 災難及び安全管理基本法 第 66 条の 11

<sup>173</sup> 災難及び安全管理基本法 第 67 条

<sup>174</sup> 災難及び安全管理基本法 第 70 条

<sup>175</sup> 災難及び安全管理基本法 第 74 条

<sup>176</sup> 災難及び安全管理基本法 第 74 条の 3

<sup>177</sup> 災難及び安全管理基本法 第 75 条

### 第3章 先進的な取組事例について

本章では、第2章で整理した韓国の災難・安全管理体制の法制度および組織体系を踏まえ、地方自治体における先進的な取組事例として、京畿道の「360°スマート映像センター」構築事業を取り上げる。

この事業は、災難及び安全管理基本法に規定される地方自治体の災難対応に係る責務に基づき、地方自治体における災難への予防・対応能力を強化するための施策である。特に、災難発生時における地域災難安全対策本部の迅速な初動対応を可能とすることや、緊急救助機関（消防庁）・支援機関（警察・国防部等）との情報共有体制を強化することを目的としており、第2章で示した中央・地方の災難管理組織の連携構造の実践例と位置付けられる。

また、AIやIoTを活用した災難の事前検知や、CCTVの統合運用、広域的な映像共有プラットフォームの整備は、災難の予防・準備・対応の高度化を図るものであり、これらも第2章で言及した災難の予防、準備、対応等の主要な事務の実践例と捉えることができる。

本章では、こうした制度的背景と照らし合わせながら、京畿道の取組の概要、成果、課題、今後の展望について紹介する。

#### 第1節 京畿道における「360°スマート映像センター」について

##### 1 災害対策分野におけるCCTVの活用事例について

京畿道はソウルに隣接し、韓国の首都圏を構成する広域自治体である。近年の急速な都市化と人口集中に伴う多様なリスクに直面しており、集中豪雨による都市型洪水や、地震・斜面の崩壊、インフラの老朽化による事故等など、従来の行政対応能力を超える複合的な危機が顕在化している。

こうした背景のもと、京畿道は2024年7月から「360°スマート映像センター」構築事業を推進し、自治体・警察・消防・法務部・国防部など多機関の連携による広域的な安全・災難対応プラットフォームの整備を進めている。本章において、災害対策に係る地方自治体の先進事例として京畿道の取り組みを紹介する。

##### 2 「360°スマート映像センター」事業推進の背景について

京畿道は、韓国の行政区の中で最も多くのCCTVを保有しているが、その運用は長らく市・郡単位で分散されてきた。これにより、広域災害や重大事件発生時に、自治体間での映像共有が迅速に行えず、初動対応の遅れが課題となっていた。

京畿道の公式発表（경기뉴스광장）によれば、道内のCCTVは2024年時点で約17万台に達し、国土交通部スマートシティ国家ポータルでは「18万台規模の広域連携」を目標としているとされる。これらの膨大な映像資源を統合し、災害・事件対応に活用するための広域プラットフォーム整備が急務であった。

また、IoTセンサーやAI映像解析技術の進展により、浸水・傾斜・変位・群衆密度などの異常兆候をリアルタイムで検知することが可能となったが、これらのデータを

一元的に集約・活用する基盤が不足していたことも背景であった。

### 3 事業の目的について

こうした背景の下、京畿道全域の CCTV を統合し、警察、消防、法務部、国防部などの関係機関がリアルタイムで映像・事故情報を共有できる「広域スマート映像センター」を構築することを目的に、本事業が始まった。

報告書では、2024年時点で27市・郡、約17万台のCCTVを統合し、今後、4市・郡を追加して全31市・郡体制で「18万台規模の連携」を目標としている。

### 4 事業の概要と主要な成果

事業の概要について、2024年7月12日～11月29日の140日間に掛けて、契約ベースでの事業費約13億2,100万ウォンに加えて、京畿道災難管理基金からの投入額約18億ウォンを合わせた資金が投入された。

主要な成果として、道内27市・郡、約17万台のCCTVの統合を完了し、広域安全網として、警察、消防、法務部、国防部への映像提供体制を実現した。センターでは、国家災害管理システム（NDMS）と連携し、災害発生時の情報（気象、地震、洪水、山崩れ等）を一元的に集約する他、IoTセンサーをAIと連携させた浸水感知センサーや傾斜・変位計の整備により、異常兆候をリアルタイムで検出することができる。これらの映像ベースでの確認体制の整備は、従来の「通報→現場到着→状況把握」という流れを、「通報→即時映像確認→状況把握→出動指令→現場対応」へと転換するもので、初動対応の質を大幅に向上させることに寄与している。

また、同センターは「災難及び安全管理基本法」に規定される災害安全状況室の役割も果たす。ダッシュボードが設置され、被災エリア・危険地域・避難所等が3Dマップ上で可視化されることで、効果的な災難対応をサポートする役割を担う。

### 5 課題と今後の展望

京畿道の「360°スマート映像センター」構築事業は、韓国最大規模のCCTVネットワークを統合し、警察・消防・法務部・国防部など多機関の連携による広域安全網を実現した点で、行政安全部が主催する「自治体CCTV統合監視優秀事例コンテスト」で優秀賞に選ばれる等、先進事例として高く評価されている。

一方で、プライバシー保護や監視社会化への懸念等、社会的課題も存在し、透明性やガバナンスの強化は不可欠とされている。今後、ドローン・5G・クラウドなどの新技術との連携を通じて、より高度なスマートセーフティネットワークの構築が期待される。ところ、災難・安全管理分野での一層の活躍が見込まれる。

【執筆者】 一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所  
所長補佐 佐岡 政樹（愛媛県派遣）

## 参考文献

### 日本語文献

金栽潑 「浦項地震時の災害対応事例から見た韓国の地震災害対応の現況と特徴」(『日本建築学会技術報告集』第24巻第58号、2018年) 1319-1324項

### 韓国語文献

- 행정안전부 (韓國行政安全部) 「2024 재해연보 (2024 災害年報)」(2025年12月)  
[[https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS\\_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/](https://www.mois.go.kr/synap/skin/doc.html?fn=BBS_2025122606411047801&rs=/synapFile/202602/)] (最終檢索日: 2026年2月13日)
- 행정안전부 (韓國行政安全部) 「2024 재난연감 (2024 災難年鑑)」(2025年11月)  
[[https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR\\_000000000014&nttId=122091](https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000014&nttId=122091)] 64-69P (最終檢索日: 2026年2月13日)
- 김은성 (キム・ウンソン) 『중앙정부와 지방정부 재난안전관리의 효과적 협력방안 연구 (中央政府と地方政府の災害安全管理における効果的な協力策の研究)』(한국행정연구원 (韓國行政研究院)、2009年)
- 김봉철 (キム・ボンチョル) 「재난관리행정주체로서의 지방자치단체의 법적 지위 (災難管理行政主体としての地方自治体の法的地位)」(『지방자치법연구』통권제44호 제14권4호 (『地方自治法研究』通卷第44号 第14卷第4号))、사단법인 한국지방자치법학회 (社団法人韓國地方自治法学会)、2014
- 김영명 (キム・ヨンミョン) 「행정안전부의 주요 이슈 진단: 재난대응 지휘체계 논란 등 (行政安全部の主要課題診断: 災害対応指揮体制を巡る論争等)」(시큐리티월드 (セキュリティワールド)、보안뉴스 (保安ニュース))(2023年10月)  
[<https://www.boannews.com/media/view.asp?idx=12243>] (最終檢索日: 2026年2月13日)
- 국가기록원 (國家記録院) 「기록으로 만나는 대한민국 태풍 (記録で出会う大韓民国 台風)」  
[<https://theme.archives.go.kr/next/koreaOfRecord/flood.do>] (最終檢索日: 2026年2月13日)
- 정찬권 (チョン・チャングォン) 「국가재난대응체제 역할조정과 분권화 절실하다 (國家災難対応体制の役割調整と分権化が切実である)」(조선일보 (朝鮮日報))(2023年7月)  
[<https://www.chosun.com/opinion/contribution/2023/07/19/AF07GK7TXZGMXFSUZIBGQUQV34/>] (最終檢索日: 2026年2月13日)
- 양기근 (ヤン・ギグン) 『재난관리론 (災害管理論)』(윤성사 (ユンソンサ)、2024年)

- 유인술 (ユ・インスル) 『한국의 재난관리대책 (韓国の災難管理対策)』  
(충남대학교 의학전문대학원 응급의학과 (忠南大学医学専門大学院救急医学科)、  
2015)
- 윤소연 (ユン・ソヨン)、김민영 (キム・ミンジョン) 『지역 주도의 맞춤형 재  
난·안전관리체계 강화방안 (地域主導のカスタマイズ型災難・安全管理體系強化方  
案)』  
(한국지방행정연구원 (韓國地方行政研究院)、2023)